

証券コード 8215
2022年6月9日

株 主 各 位

東京都中央区湊二丁目4番1号
株式会社 銀座山形屋
代表取締役社長 小口弘明

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月24日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月27日(月曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都中央区湊一丁目1番12号
HSB鐵砲洲 1階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第78期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第78期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 資本金の額の減少ならびに剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎受付開始時刻は午前9時を予定しております。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ginyama.co.jp>）に掲載させていただきます。

また、招集通知に提供すべき書面のうち、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項およびその他の注記および重要な会計方針およびその他の注記につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.ginyama.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人による会計監査報告の作成、および監査役による監査報告の作成に際し、監査の対象となった書類の一部であります。

◎株主総会ご来場の株主様へのお土産は、とりやめております。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、引き続き新型コロナウイルス感染症が変異・拡大する中で、緊急事態宣言やまん延防止措置等が発出され、経済活動は停滞しました。個人消費は2021年10月に緊急事態宣言が解除される中で改善の動きが見られましたが、年明け以降は国際的な政情不安が高まり、先行き不透明感が増しています。

小売業界におきましては、引き続き在宅勤務など就労スタイルの多様化が進む中で、個人消費の二極化が進み、特に主にスーツを取扱う当社グループは厳しい環境が続きました。

このような環境の中で当社グループは、第77期に実施したコスト削減による損益の改善に努めてまいりました。秋には一層のコスト削減を図る為、本部のスリム化、ワンフロア化を実施しました。一方で就労スタイルの変化に対応すべく、在宅勤務にも対応したストレスフリーなスーツ「Utility:Ultra Light Order」の取扱いを新たに開始しました。

グループの店舗数につきましては、(株)ウイングロード25店舗、(株)銀座山形屋トレーディング西日本1店舗の計26店舗で期中に出退店はありませんでした。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は35億23百万円（前期比9.1%増）前連結会計年度を上回り、売上総利益につきましても19億45百万円（前期比34.8%増）と前事業年度を上回りました。また営業損益につきましても、販売費及び一般管理費を20億3百万円（前期比7.0%減）と前年よりも削減することはできましたが、58百万円の営業損失（前期は7億11百万円の営業損失）となりました。

経常損益につきましては、雇用調整助成金57百万円等により62百万円の経常利益（前期は経常損失4億78百万円）となりました。また親会社株主に帰属する当期純利益は44百万円と利益剰余金のマイナス全額を回復する

ことはできませんでした。

このため、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、配当につきましては無配とさせていただきたいと存じます。

事業別売上状況

(小売事業)

小売事業につきましては、緊急事態宣言が発出されるなかで、上半期は厳しい状況が続きました。その後、秋口に改善の動きが見られましたが、年度間を通じては回復力が弱い状況が続きました。

(卸売事業)

卸売事業につきましては、上半期に予定されていた催事が緊急事態宣言発出により延期され、厳しい状況が続きましたが、秋口以降は概ね予定通り催事を開催することが出来、年度間を通じては概ね順調に推移しました。

(受託縫製事業)

小売事業と同じく、受託先におきましても緊急事態宣言発出により販売が苦戦する中、受託縫製事業も上半期は厳しい状況が続きました。

その後、秋口に改善の動きが見られましたが、年度間を通じては回復力が鈍い状況が続きました。

事業別売上高

(単位：千円)

区分	第77期（前期）		第78期（当期）		前期比
	2021年3月期		2022年3月期		
小売事業	1,785,733	55.3%	2,030,717	57.6%	13.7%
卸売事業	847,841	26.2%	914,173	25.9%	7.8%
受託縫製事業	592,103	18.3%	574,479	16.4%	△3.0%
その他	4,330	0.1%	4,320	0.1%	△0.2%
合計	3,230,009	100.0%	3,523,690	100.0%	9.1%

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は29百万円であり、主なものは店舗改装・縫製機械購入等でありました。

- ③ 資金調達の様況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況
2021年4月1日付で、日本ソーイング株式会社は同社を分離元企業として、日本ソーイング福岡株式会社および日本ソーイング東京受注センター株式会社へ新設分割を行っております。また同日付で、株式会社銀座山形屋トレーディングは同社を分離元企業として、株式会社銀座山形屋トレーディング北日本および株式会社銀座山形屋トレーディング西日本へ新設分割を行っております。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの様況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の様況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第75期 2019年3月期	第76期 2020年3月期	第77期 2021年3月期	第78期 2022年3月期
売上高	5,587 百万円	5,154 百万円	3,230 百万円	3,523 百万円
経常利益または経常損失	175 百万円	38 百万円	△478 百万円	62 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失(△)	85 百万円	△262 百万円	△690 百万円	44 百万円
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)	49.37 円	△152.34 円	△400.10 円	25.66 円
総 資 産	5,214 百万円	4,604 百万円	4,459 百万円	4,390 百万円
純 資 産	3,232 百万円	2,745 百万円	2,308 百万円	2,220 百万円

- (注) 1. 第78期(当期)の状況につきましては、1. 企業集団の現況(1) 当事業年度の事業の状況をご参照ください。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当連結会計年度【当事業年度】の期首から適用しており、当連結会計年度【当事業年度】に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	グループ内 位置付	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
日本ソーイング(株)	製造会社	1億円	100%	紳士服・婦人服の受託縫製加工および受託加工・企画・受託加工販売
日本ソーイング福岡(株)	製造会社	1,000万円	100%	紳士服の受託縫製加工および受託加工販売
日本ソーイング東京受注センター(株)	販売会社	1,000万円	100%	紳士服・婦人服の受託加工販売
(株)ウィングロード	販売会社	5,000万円	100%	紳士服・婦人服・既製洋品等の店舗販売および職域販売
(株)銀座山形屋トレーディング	販売会社	5,000万円	100%	紳士服・婦人服等の卸売および無店舗販売
(株)銀座山形屋トレーディング 北 日 本	販売会社	1,000万円	100%	紳士服・婦人服等の卸売および無店舗販売・受託加工販売

会社名	グループ内位置付	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社銀座山形屋トレーディング西日本	販売会社	1,000万円	100%	紳士服・婦人服等の卸売および店舗販売・受託加工販売
ファクトリー玉野(株)	製造会社	1,000万円	100%	休眠会社

- (注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
2. ファクトリー玉野株式会社は2020年6月30日をもって日本ソーイング株式会社へ生産移管を行い、現在は休眠会社となっています。
3. 日本ソーイング株式会社は2021年4月1日付で同社を分離元企業として、日本ソーイング福岡株式会社および日本ソーイング東京受注センター株式会社へ新設分割を行っております。
4. 株式会社銀座山形屋トレーディングは、2021年4月1日付で同社を分離元企業として、株式会社銀座山形屋トレーディング北日本および株式会社銀座山形屋トレーディング西日本へ新設分割を行っております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの収束見通しを予測することが困難な中ですが、徐々に平時に戻りつつも一定の在宅勤務、巣籠り需要は継続するものと想定されます。このような環境下において、当社グループは引き続き「メイドインジャパン」にこだわり、「オーダーメイドのプロ」としてお客様満足度の向上に努めてまいります。そしてメインブランドの「銀座山形屋ブランド」の「着易く・はき易い」服作りを磨いてまいります。併せてイタリアンテイストブランドである「サルトリアプロメッサブランド」、女性向けの「ミスターナブランド」、20歳代後半をターゲットにした「ブレフブランド」の展開により、引き続き新たな顧客層の開拓に努めてまいります。また在宅勤務や巣籠り需要に対応するため、「GINZA YAMGATAYA(ギンザヤマガタヤ)」、「Sartoria Promessa(サルトリアプロメッサ)」では昨年春より在宅勤務にも対応したストレスフリーなスーツ「Utility:Ultra Light Order」の取扱いを新たに開始しました。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社および連結子会社8社（休眠1社含む）により構成されており、紳士服・婦人服アパレル製品の商品企画、製造、販売および靴・鞆・衣料雑貨品・服飾雑貨品・洋服生地等の販売ならびにソフトウェアの開発、販売、情報処理業務等を主な事業内容としており、当社は子会社の株式を所有することによる、当該会社の支配・管理を行っております。

(6) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社の事業所

会社名	事業所	所在地
(株)銀座山形屋	本社	東京都中央区

② 連結子会社

会社名	事業所	所在地
日本ソーイング(株)	本社	東京都中央区
	営業所	東京都練馬区
	工場	岩手県二戸郡一戸町
日本ソーイング福岡(株)	本社 工場	東京都中央区 福岡県飯塚市
日本ソーイング東京受注センター(株)	本社	東京都中央区
(株)ウィングロード	本社	東京都中央区
	店舗 営業所	北海道2店舗・千葉県3店舗・埼玉県1店舗・ 東京都13店舗・神奈川県5店舗・大阪府1店舗 東京都中央区・大阪市中央区
(株)銀座山形屋トレーディング	本社 営業所	東京都中央区 東京都練馬区
(株)銀座山形屋トレーディング 北日本	本社 営業所	東京都中央区 札幌市北区・仙台市泉区・新潟市西区
(株)銀座山形屋トレーディング 西日本	本社	東京都中央区
	店舗 営業所	福岡市博多区1店舗 名古屋市昭和区・大阪市西区・広島市西区・福岡市博多区
ファクトリー玉野(株)	本社	岡山県玉野市

- 注) 1. ファクトリー玉野株式会社は、2020年6月30日付で日本ソーイング株式会社へ生産移管し現在は休眠会社であります。
2. 日本ソーイング株式会社は2021年4月1日付で同社を分離元企業として、日本ソーイング福岡株式会社および日本ソーイング東京受注センター株式会社へ新設分割を行っております。
3. 株式会社銀座山形屋トレーディングは2021年4月1日付で同社を分離元企業として、株式会社銀座山形屋トレーディング北日本および株式会社銀座山形屋トレーディング西日本へ新設分割を行っております。

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
316 (152) 名	△58 (7) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、(外書)内は、パートタイマーの年間平均雇用人員(8時間換算)であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
17 (0) 名	△4 (-) 名	55.4歳	29.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、(外書)内は、パートタイマーの年間平均雇用人員(8時間換算)であります。また、出向者16名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社日本政策金融公庫	300,000千円
株式会社商工組合中央金庫	280,000千円
株式会社三井住友銀行	40,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 普通株式 3,570,600株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 1,804,471株
- ③ 株主数 3,702名
- ④ 大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 カ ネ ヨ シ	560,000株	32.5%
山 形 政 弘	93,318株	5.4%
(株) O l y m p i c グ ル ー プ	86,900株	5.0%
G Y 会 持 株 会	79,900株	4.6%
B T C 協 同 組 合	56,500株	3.3%
中 島 眞 喜 子	37,463株	2.2%
田 邊 友 紀 恵	37,446株	2.2%
カ ネ 美 食 品 株 式 会 社	25,000株	1.5%
東 京 注 文 服 専 門 店 会 協 同 組 合	24,500株	1.4%
フ レ ッ ク ス ジ ャ パ ン (株)	23,900株	1.4%

(注) 持株比率は自己株式(79,405株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役および監査役の状況 (2022年3月31日現在)

氏 名	地位および担当		重 要 な 兼 職 の 状 況
山形政弘	代表取締役	会 長	
小口弘明	代表取締役	社 長	
長沢勝也	取 締 役		
瀬戸山英児	取 締 役	管理部長	
宮澤享永	取 締 役		
田中秀文	取 締 役		
傳田秀一	常勤監査役		
森 英 雄	監 査 役		

(株)Olympicグループ社外取締役

- (注) 1. 社外監査役若山正彦氏は、2022年3月14日をもって逝去により退任いたしました。これに伴い、監査役の法定員数を欠くことになりましたので、会社法の規定に基づき、東京地方裁判所に一時監査役の職務を行うべき者（仮監査役）の選任の申請を行い、2022年4月21日付で同裁判所より大野芳宏氏を仮監査役として選任され就任しております。
2. 取締役田中秀文氏は、社外取締役であります。
3. 監査役森英雄氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、田中秀文、森英雄及び大野芳宏の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した監査役

氏 名	退 任 日	退 任 理 由	退任時の地位・担当及び重要な兼 職 の 状 況
若山正彦	2022年3月14日	逝去	社外監査役

③ 取締役の報酬等の基本方針及び当該方針の内容

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は2021年3月10日開催の取締役会で次の通り決議しております。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、「安定した利益とキャッシュフロー」を出せる経営基盤を確立し持続的な収益力向上に努めることを基本としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととしております。

2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社グループ会社の業績、経営等に対する責任の範囲や大きさ、在籍年数、当社グループ年俸社員昇給実績等および他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

3) 業績連動報酬ならびに非金銭報酬等に関する方針（種類ごとの割合の

決定に関する方針を含む。)

中長期的な業績と連動する報酬については、今後とも検討してまいります。

4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、社外取締役を含め取締役会で諮った決議にもとづき代表取締役が基本報酬の額について委任をうけるものとしております。

④ 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1)	30,159千円 (3,420)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	9,266 (5,130)
合 計	9	39,426

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1986年4月28日開催の第41期定時株主総会において月額20,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は13名であります。
3. 監査役報酬限度額は、1994年6月29日開催の第50期定時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。各監査役の報酬等については、当該報酬額の範囲内において、業務の分担等を勘案し、監査役の協議にて決定するものとしております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
4. 支給額には、当事業年度に係る役員退職慰労金の支払に対する引当金繰入額(取締役に対し2,226千円、監査役に対し350千円)が含まれております。
5. 上表の取締役及び監査役の員数が当事業年度末の取締役の員数と相違しておりますのは、2021年6月25日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含み、無報酬の取締役2名を除いているためであります。
6. 上記のほか、2021年6月25日開催の第77期定時株主総会決議に基づき、同会終結の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下の通りであります。
- ・取締役1名に対し3,325千円

⑤ 社外役員に関する事項

- 1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・監査役若山正彦氏は、株式会社サックスバーホールディングスの社外監査役であります。なお、当社は株式会社サックスバーホールディングスとの間に取引関係はありません。
 - ・監査役森英雄氏は、株式会社Olympicグループの社外取締役であります。なお、当社の子会社は同社及び同社の子会社との間に不動産賃貸借取引及び商品取引の関係があります。

2) 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況および発言状況等

区分	氏 名	取締役会（13回開催）	監査役会（4回開催）
取締役	田 中 秀 文	当事業年度開催の取締役会には13回出席し、管理・経営の豊富な経験を生かし積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	—
監査役	若 山 正 彦	当事業年度において、2022年3月14日に逝去されるまでに開催された取締役会13回のうち12回出席し、必要に応じ、主として弁護士としての専門的見地から発言を行っておりました。	当事業年度において、2022年3月14日に逝去されるまでに開催の監査役会4回のうち4回出席し、必要に応じ、主として弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	森 英 雄	当事業年度開催の取締役会には12回出席し、経営および管理の豊富な経験を通じて議案審議等に必要な発言を行っております。	当事業年度開催の監査役会には4回出席し、経営および管理の豊富な経験を通じて議案審議等に必要な意見を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 かなで監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2021年6月25日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	かなで 監査法人	有限責任 監査法人 トーマツ	支払額合計
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24,000千円	1,155千円	25,155千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円	1,155千円	25,155千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

会計監査人である「かなで監査法人」から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 内部統制全般を担当する社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査を通じて業務方針・計画・手続きの妥当性及業務執行の有効性の確認を行っております。
 - 2) 法令遵守につきましては、担当取締役がコンプライアンス全体の総括責任者となり、管理部が当社グループのコンプライアンスを担当する体制となっております。
 - 3) 取締役会は毎月1回以上開催し、法令で定められた事項及び問題点の把握に努め、役職員の職務の適合性を確保する体制をとっております。
 - 4) 当社グループでは、匿名での通報を認めるとともに通報相談を受付ける通報相談窓口を設けております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき作成し、必要に応じて取締役・監査役・会計監査人等が閲覧・謄写可能な状態に管理する保存及び廃棄に関する文書管理規程により進めております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社は、代表取締役社長を当社グループ全体に関するリスク管理体制の総括責任者とし、管理部が当社グループ全体のリスク管理規程・リスク管理体制の構築及び運用を進めております。
 - 2) グループ会社の長である取締役及び使用人は、各社に内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社グループは持株会社制を採用しており、業績への責任を明確にするとともに、資本効率の向上を図っております。
 - 2) 取締役及び監査役並びにグループ各社の代表取締役・担当部長が出席する経営会議を毎月1回以上開催し、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の決定、利益計画の進捗状況を監督し効率的な運営体制をとっております。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- 1) 持株会社である当社は、当社グループ全体の人事・総務・経理・財務を担当する管理部を設置しております。管理部はグループ各社の事業部門からは独立しており当社グループ全体の業務の適正を確保する体制を構築し運用しております。
 - 2) 取締役及びグループ各社の幹部が出席する経営会議を毎月1回以上開催しており、内部監査の状況及び法改正等について共有しております。また、当社との連携・情報の共有を保ちつつ、各社の規模・事業の特質を踏まえ、自律的に各社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じて各社への指導・支援を行っております。さらに、当社グループとして、財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持・向上に資するために、財務報告に係る内部統制体制を整備し、その適切な運用・管理を図っております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、必要に応じ、内部監査室とグループ各社が連携をとり同使用人を置くこととしております。なお、同使用人の任命・異動・懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものであります。
- ⑦ 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等に関して、監査役から請求があった場合には、速やかに当該費用又は債務の適切な処理を行う。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) グループ各社の取締役及び使用人は、各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、遅滞なく監査役会に報告するものとしております。なお、前記にかかわらず、監査役は必要に応じて、グループ各社の取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものであります。
- 2) 当社は、当社の監査役へ報告を行ったグループ各社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。
- 3) 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握する為、取締役会及びグループ各社の代表取締役が出席する経営会議等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じ各社の取締役及び使用人にその説明を求めております。また、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査室及び会計監査人と連携をとり効果的な監査業務の遂行を図っております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,165,713	流動負債	830,687
現金及び預金	1,491,896	買掛金	140,513
受取手形及び売掛金	384,384	未払金	75,651
商品及び製品	106,436	リース債務	8,650
原材料	91,464	未払法人税等	21,703
仕掛品	19,766	未払消費税等	96,338
その他	74,069	一年内返済長期借入金	138,066
貸倒引当金	△2,304	その他	349,763
固定資産	2,225,027	固定負債	1,339,185
有形固定資産	277,025	長期借入金	481,934
建物及び構築物	104,512	リース債務	6,184
機械装置及び運搬具	26,764	繰延税金負債	26,643
工具、器具及び備品	7,992	退職給付に係る負債	510,920
土地	137,755	役員退職慰労引当金	110,152
無形固定資産	79,004	預り保証金	10,160
ソフトウェア	76,761	資産除去債務	193,190
電話加入権	2,243	負債合計	2,169,873
投資その他の資産	1,868,997	(純資産の部)	
投資有価証券	1,177,544	株主資本	2,141,551
敷金及び保証金	551,084	資本金	2,727,560
繰延税金資産	8,405	利益剰余金	△504,514
その他	131,962	自己株式	△81,495
資産合計	4,390,741	その他の包括利益累計額	79,316
		その他有価証券評価差額金	79,316
		純資産合計	2,220,867
		負債・純資産合計	4,390,741

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,523,690
売上原価		1,578,002
売上総利益		1,945,688
販売費及び一般管理費		2,003,802
営業損失		58,114
営業外収益		
受取利息及び配当金	32,788	
受取手数料	9,655	
助成金収入	57,268	
その他	27,498	127,210
営業外費用		
支払利息	4,336	
業務委託費	1,961	
その他	74	6,372
経常利益		62,724
特別損失		
減損損失	23,208	23,208
税金等調整前当期純利益		39,515
法人税、住民税及び事業税	11,927	
法人税等調整額	△16,684	△4,756
当期純利益		44,272
親会社株主に帰属する当期純利益		44,272

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日 残高	2,727,560	△541,043	△81,430	2,105,086
会計方針の変更による 累積的影響額	-	△7,742	-	△7,742
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,727,560	△548,785	△81,430	2,097,344
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益		44,272		44,272
自己株式の取得			△64	△64
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)				-
連結会計年度中の変動額合計	-	44,272	△64	44,208
2022年3月31日 残高	2,727,560	△504,514	△81,495	2,141,551

	その他の包括利益累計額	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	
2021年4月1日 残高	203,335	2,308,421
会計方針の変更による累積 的影響額	-	△7,742
会計方針の変更を反映した 当期首残高	203,335	2,300,679
連結会計年度中の変動額		
親会社株主に帰属する 当期純利益		44,272
自己株式の取得		△64
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	△124,019	△124,019
連結会計年度中の変動額合計	△124,019	△79,811
2022年3月31日 残高	79,316	2,220,867

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,310,304	流動負債	679,123
現金及び預金	1,282,258	未払金	131,243
売掛金	803	関係会社未払金	15,769
前払費用	4,339	未払法人税等	10,031
未収入金	5,603	未払消費税等	4,746
関係会社未収入金	17,195	未払費用	3,975
その他	103	預り金	1,527
固定資産	2,191,728	関係会社預り金	511,828
有形固定資産	390,210	固定負債	537,248
建物	77,024	繰延税金負債	64,872
構築物	2,075	退職給付引当金	155,894
車両運搬具	2,966	関係会社事業損失引当金	231,890
工具、器具及び備品	4,969	役員退職慰労引当金	84,591
土地	303,174	負債合計	1,216,372
無形固定資産	73,324	(純資産の部)	
ソフトウェア	72,150	株主資本	2,207,310
電話加入権	1,173	資本金	2,727,560
投資その他の資産	1,728,193	利益剰余金	△438,755
投資有価証券	1,168,875	利益準備金	39,690
出資金	3,140	その他利益剰余金	△478,445
関係会社株式	126,597	繰越利益剰余金	△478,445
関係会社長期貸付金	2,715,000	自己株式	△81,495
敷金及び保証金	242,260	評価・換算差額等	78,349
保険積立金	94,309	その他有価証券評価差額金	78,349
その他	28,515	純資産合計	2,285,660
貸倒引当金	△2,650,504	負債・純資産合計	3,502,032
資産合計	3,502,032		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		229,290
売 上 原 価		147,937
売 上 総 利 益		81,352
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		135,866
営 業 損 失		54,514
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	57,565	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額	26,028	
そ の 他	3,888	87,482
営 業 外 費 用		
業 務 委 託 費	1,961	
そ の 他	39	2,000
経 常 利 益		30,966
税 引 前 当 期 純 利 益		30,966
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△1,176	
法 人 税 等 調 整 額	1,345	169
当 期 純 利 益		30,797

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
2021年4月1日 残高	2,727,560	39,690	△509,242	△469,552	△81,430	2,176,577
事業年度中の変動額						
当 期 純 利 益			30,797	30,797		30,797
自 己 株 式 の 取 得					△64	△64
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)						-
事業年度中の変動額合計	-	-	30,797	30,797	△64	30,733
2022年3月31日 残高	2,727,560	39,690	△478,445	△438,755	△81,495	2,207,310

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	
2021年4月1日 残高	201,407	2,377,984
事業年度中の変動額		
当 期 純 利 益		30,797
自 己 株 式 の 取 得		△64
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	△123,057	△123,057
事業年度中の変動額合計	△123,057	△92,324
2022年3月31日 残高	78,349	2,285,660

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社 銀座山形屋
取締役会 御中

かなで監査法人
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 白井 正
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 石井 宏明
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社銀座山形屋の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社銀座山形屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そ

のような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事

項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社 銀座山形屋
取締役会 御中

かなで監査法人
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 白井 正
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 石井 宏明
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社銀座山形屋の2021年4月1日から2022年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのよう

な重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項

を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月1日

株式会社銀座山形屋 監査役会

常勤監査役 傳 田 秀 一 ⑩

監 査 役 森 英 雄 ⑩

仮 監 査 役 大 野 芳 宏 ⑩

監査役森英雄氏及び仮監査役大野芳宏氏は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

(注) 社外監査役若山正彦氏は、2022年3月14日をもって逝去により退任いたしました。これに伴い、監査役の法定員数3名を欠くことになりましたので、会社法の規定に基づき、東京地方裁判所に一時監査役の職務を行うべき者（仮監査役）の選任の申請を行い、2022年4月21日付で同裁判所より大野芳宏氏が仮監査役として選任され就任しております。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 資本金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保するため、資本金の額の減少ならびに剰余金の処分（繰越利益剰余金の欠損填補）を行うことのご承認をお願いするものであります。

なお、本件は、貸借対照表上「純資産の部」における勘定科目間の振替処理であり、純資産額の変更が生じるものではありません。

また、本件は、本総会におけるすべての議案が原案どおりに承認可決されること及び諸手続の完了を条件として効力を生じるものとしたします。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき、2022年3月31日現在の資本金の額2,727,560,865円のうち2,627,560,865円を減少して、資本金の額を100,000,000円といたします。

(2) 減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年8月1日（予定）

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金2,627,560,865円のうち

438,755,059円を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補に充当するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 438,755,059円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 438,755,059円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 会社法改正への対応（電子提供制度）

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条但し書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次の通り定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報についての電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられていることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供措置制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定が不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 取締役・監査役の責任免除及び非業務執行取締役・監査役の責任限定の規定を新設

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、ならびに取締役（業務執行取締役等であるものを除く）および監査役として適切な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第22条（取締役の責任免除）および第34条（監査役の責任免除）を新設のご承認をお願いするものであります。

なお、定款第22条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

3. 変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第17条～第21条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対し交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第17条～第21条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第22条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条～第32条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p>	<p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第23条～第33条（現行どおり）</p> <p><u>（監査役の責任免除）</u></p> <p>第34条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第33条～第40条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第35条～第42条（現行どおり）</p> <p><u>（附則）</u></p> <p><u>（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u></p> <p>第1条 <u>定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第16条（電子提供措置等）の新設は2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>② <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 監査役1名選任の件

2022年3月14日に社外監査役若山正彦氏が逝去され、監査役に欠員が生じたため、2022年4月21日に東京地方裁判所において、仮監査役として大野芳宏氏が選任され就任いたしました。仮監査役の任期は、本総会の後任監査役が選任されるまでとなっております。つきましては、あらためて監査役として大野芳宏氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 〔重要な兼職の状況〕	所有する 当社の株式数
おのよしひろ 大野芳宏 (1957年1月19日)	1981年4月 (株)日本債券信用銀行(現(株)あおぞら銀行) 入行 1998年2月 (株)オリンピック(現(株)Olympicグループ) 入社 2000年5月 同社 取締役社長室長兼能力開発室長 2020年5月 同社 常勤監査役 2021年6月 (株)オー・アール・ディ代表取締役(現任) 2022年4月 当社仮監査役就任(現任)	一株

- (注) 1. 上記候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 大野芳宏氏は社外監査役候補者であります。
 3. 大野芳宏氏は、長年にわたり金融機関及び事業会社の取締役・監査役として業務及び経営に携わり、豊富な経験と知見を有しており、当社の監査に活かしていただくことを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の仮監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2か月となります。
 4. 当社は大野芳宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認された場合は引き続き独立役員として届け出る予定であります。
 5. 当社は、「第2号議案 定款一部変更の件」の承認可決を条件として、大野芳宏氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める額としてあります。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区湊一丁目1番12号
HSB鐵砲洲 1階会議室



(交通機関) 「八丁堀駅 (JR京葉線)」 B3出口 徒歩3分

「八丁堀駅 (東京メトロ日比谷線)」 A2出口 徒歩5分